

第5回福島県市町村と県の連携に関する審議会 議事録

| | |
|------|--|
| 日 時 | 平成18年3月23日(木) 13時00分～14時30分 |
| 場 所 | 県庁本庁舎 2階 第1特別委員会室 |
| 出席委員 | 岩崎由美子(福島大学人文社会学群行政政策学類助教授) 菅野典雄(福島県町村会長) 今野順夫(福島大学理事・副学長) 相楽新平(福島県市長会長) 佐藤和子(ふくしまNPOネットワークセンター常務理事) 佐藤晴雄(福島民報社編集局長) 鈴木宏幸(前日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会会長) 瀬谷京子(石川町文化協会会長) 寺島由浩(福島経済研究所理事長) 柳沼幸男(福島民友新聞社編集局長) 山浦栄子(元会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会委員) |
| 議 題 | (1)市町村と県の連携に関する報告書(案)について (2)自主的な市町村の合併の推進に関する構想(案)について (3)その他 |
| 配付資料 | 資料1 第4回福島県市町村と県の連携に関する審議会委員発言内容 資料2 市町村と県の連携に関する報告書(案) 資料3 1 自主的な市町村の合併の推進に関する構想(案) 資料3 - 2 市町村の合併の特例等に関する法律概要 |

議事内容

1 開 会

司会(市町村領域市町村行政グループ主幹)

定刻となりましたので、ただいまより第5回福島県市町村と県の連携に関する審議会を開会させていただきます。本日の会議でございますが、全員が出席でございますので審議会規則に定めます定足数に達しておりますことをまず御報告いたします。

それでは議事に入ります前に、野地総務部長より御挨拶を申し上げます。

総務部長

開会に先立ちまして、ひとこと御挨拶、お願いを申し上げたいと存じます。

今野会長はじめ委員の皆様方には、お忙しい中、ただいま事務局から報告ありました

ように、全員御出席をいただきまして誠にありがとうございました。年度末、何かと御多忙の折、本当にありがとうございます。

また、これまで4回にわたり、熱心に御議論をいただいてまいりましたわけですが、もちろん、この審議会の発足時にお願いをいたしましたように、私どもとしては年度内に御意見を取りまとめていただければ、ということをお願いをしておりましたところ、これまで熱心に集中的に御議論をいただきまして、本日お手元にお届けをいたしておりますような報告書案という形までこぎつけることができました。あらためて御礼を申し上げたいと存じますし、後ほどの御審議のほどをよろしく願いいたします。

それから、もうひとつのお願いということになるんですけれども、この報告書案にも記載をされておりますように、現在、県内におきましては、合併新法の下、2つの組み合わせで、現在、自主的・主体的な合併についての協議が進められております。

こうした中、国においては、昨年末のことですけれども、合併新法下における具体的な財政支援措置を決定し、そのうえで合併しようとする市町村がこれらの支援措置を受けるためには、都道府県による合併構想の対象市町村として位置付けられることが要件として示されたところでございます。

このため県といたしましては、自主的・主体的に合併協議を進めている市町村が不利益を被ることがあってはならないということで、国の支援措置を受けることができるよう、市町村の意向を踏まえて、当該市町村に係る構想を策定して支援をしてまいりたいと考えたところであります。

具体的には、本宮町及び白沢村から県に対しまして、先頃、構想策定についての要望が提出されたところでございまして、県といたしましてはこれに応えてまいりたいと考えますが、合併構想を策定する場合にはあらかじめ審議会の意見を聞くこととされております。このため、議事の2として掲げておりますように、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想案」をお示しいたしておるところでございますので、本日はこれについても御意見を賜りますよう、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

以上、簡単に申し上げまして、御挨拶とお願いとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 議 事

司会（市町村領域市町村行政グループ主幹）

それでは議事のほうに入らせていただきたいと思います。審議会規則の規定に基づきまして、会長が議長となることになっております。それでは今野会長、よろしくお願いいたします。

今野会長

今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは議事を進

めさせていただきます。よろしくお願いいたします。会議の冒頭ですが、議事録署名人の指名をさせていただきます。署名人は順番でやってまいりましたが、今日は、山浦栄子委員、瀬谷京子委員をお願いします。

(1) 市町村と県の連携に関する報告書(案)について

今野会長

議事の第1番目ですが、「市町村と県の連携に関する報告書(案)について」でございます。これにつきまして、前回の皆様方の御意見等を踏まえまして、今日お渡しした資料2のとおり報告書案を加除修正いたしました。この件につきまして事務局から説明をお願いします。

広域行政グループ参事

広域行政グループ参事の星でございます。

資料1のほうは、前回の審議会の概要をまとめたものでございますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

資料2でございます。今回は前回の意見を踏まえまして加除修正ということになってございます。主なものについて御説明をしたいと思います。8ページまでについては特段の変更はございません。

9ページ目を御覧いただきたいと思えます。「今後の市町村の在り方」というところでございます。今後の市町村の在り方ということで、その「在るべき姿」というところの(2)の「団体自治の強化」という部分でございます。この団体自治の強化につきましては、地方自治の場合、住民自治・団体自治ということがあるわけでございますが、その住民自治を実現させるために団体自治があるんだということを明確にするために、このフレーズを入れました。

さらに、市町村は住民が自主的、主体的に選択できる制度の構築など、真の地方自治の実現を目指して、住民の生活に密着した分野や、まちづくりなど地域の特性を生かせる分野、こういう分野に関する事務や地域における幅広い事務を自主的・総合的に処理することができる体制を確立する必要がある。ということでございます。そのために「既存の法制度にとらわれない制度政策提案」という、このフレーズを入れました。このほか、担い手となる人材の育成・確保。あるいは権限・財源の強化が必要である。というように結びにまとめさせていただきました。

10ページを御覧いただきたいと思えます。前回、議会についての記述がないというように御指摘がありましたので、議会につきましては10ページの上から「取組みの前提」というところで、1つ目のフレーズの最後ですが「議会も同様の取組みが求められる」と。市町村は意識改革に始まって、自らの在り様、取組、施策などあらゆる面で大胆な改革、変革をするべきだと。また、議会も同様の取組が求められるということで、

議会のほうにもそういう取組が必要だろうということをごに入れさせていただきます。

11ページを御覧いただきたいと思います。11ページの2の「団体自治の強化についての取組」ということで、「権限・財源・人間」いわゆる3ゲンの強化が必要だということをご最初に書きまして、その1つ目、ここをちょっと大きく直しました。ここは読んでみます。「真の地方自治実現に向けての制度・政策提案」ということで、「全国一律・画一の取扱い・規制等、市町村経営に支障をきたしたり、多様な地域の実状にそぐわないなど不都合のあるものや、今後のまちづくりの施策において新たに必要となる制度などについて、市町村は常に検証し、住民自治を生かすための団体自治を確立するという真の地方自治の実現に向けて、既存の法制度にとらわれず、制度提案や政策提案を国・県に対し行うべきである。」ということでございます。

それで、前回シティ・マネージャー等についてずいぶん御議論をいただきましたので、その議論のまとめという形ではありますが、「例えば」から4行目ではありますが、「当審議会においても、シティ・マネージャー制度や二元代表制、フルセット型行政の在り方を例に多様な自治制度について議論し、長所・短所など様々な意見があったが、市町村においても、真の地方自治の実現に向けて、議事機関や執行機関も含めた地方分権時代に対応した市町村の在り方について、常に検討し、制度・政策提案を行うべきである。」というようなまとめ方にさせていただきます。

13ページをお開きいただきたいと思います。今度は県の方。「市町村と県の役割分担・連携の在り方について」の第1章ではありますが、第1章のタイトルを直しました。「県が果たすべき役割」という形で、積極的な表現を使わせていただきました。それで、1番目の2段落目でございますが、この部分を追加してございます。「県と市町村は、地域行政におけるイコールパートナーであるという認識を一層深め、市町村の最大限の努力によっても解決が困難な地域課題を共有し、それを県自らの課題であると認識し、各役割に応じ連携を深め対応していくことが求められる。」というようなまとめをさせていただきます。

以降につきましては特段の変更はございません。以上でございます。

今野会長

前回の皆様の意見を踏まえて加除修正しております。これから委員の皆様からこの報告書案につきましての御意見をお願いしたいと思います。どなたか御意見ありましたらお願いします。

瀬谷委員

文言的には今日はそうそういじることにはならないのかなと思うんですけども、まず1ページ目の「少子高齢化の進行」のところ、やはり人口問題、それから少子化っていうものは最重要課題ではないかということで、人口減少っていうのは、あら

ゆる体力の源になっているわけですし、中長期的な視野に立って政策を考える場合の、もっとも重要なのが将来人口の予測だということでございます。

それで、この最後のところ「これらの課題に対応することが求められている。」というところですけども、そこに「緊急、最重要の課題である」というような表現を加えたいかがかなと思いました。

今野委員

「これらの課題に対応することが、緊急、最重要の課題として求められている。」ということですか。まあ、緊急課題が多いものですから。

瀬谷委員

単に市町村や県ばかりでなく、国策として、最重要課題として、喫緊の問題として取り組まなければならない問題ではあるんですけど、このようなちょっと一步踏み込んだ表現を入れたらどうかと。

今野会長

どういたしましょうかね。ここだけが目立ってしまうとこの審議会が少子化問題審議会みたいになってしまっ。例えば、その趣旨を「特に」とかいう形で生かすっていうことはありうるでしょうか。

広域行政グループ参事

はい、確かに「状況」の中で、分権、少子化という問題が入っていますということは、少子化がやっぱり、今後の社会経済の中でもそうですし、行政の中でも大きい課題だというように我々は受け止めておりまして、とにかくここに経済面の影響とかですね、社会保障関係の費用の増大とかいろいろ書いてありますので、今、御発言のありました趣旨を踏まえまして、ここだけ「緊急、最重要」って言いますと、トータルとしては分権もそうですし、財政問題もありますので、ちょっと表現を工夫をさせていただきまして、後で会長と御相談させていただくということにさせていただきたいと思います。

今野会長

お気持ちはよくわかりますが、字句上のことについて御趣旨をどういう形で含めるか、事務局と最終的には調整するということによろしいでしょうか。（瀬谷委員了承）。ではそういうことで。

その他ございませんでしょうか。

鈴木委員

わたしは前回ちょっと欠席させていただいたものですから、今日話すべき問題かどう

かわかりませんけれども。

やはり全体的に、これからの取組みについてはいろいろと詳細まで提案されていると思うんですが。私、第2回くらいするとき、事業の評価とか、検証をしていくということをお話させていただいたと思うんですが、やはり行政としても、事業計画については出していくんですけども、評価という部分では議会でしか今のところ評価されていないという状況の中で、住民もしくは民間の代表といいますか、議員じゃない民間の代表もそういったところに加えるようなことも考えることによって、より住民に即した自治がやっていけるのではないかなと思います。

また併せて、自治体の事務能力とか政策立案の能力とか、それは自治体の規模によっても違うんでしょうけれども、それぞれの自治体で、自分の自治体がどうかということをお話して住民に伝えていかないと、なぜうちの自治体はこういうことではやっていけないのかという、本質の部分を理解することができないんじゃないかなと思っています。

なお、そういった意味で、より住民にそういった情報を、自治体の情報を今まで以上に明らかにすることによって、みんなが自分たちの自治体を、行政と住民と一緒にやっていかなければいけないという認識も強まっていくのではないかと考えますので、是非そんなところもお酌み取りいただければと思います。

今野会長

これについては、なにか報告書の中では。

広域行政グループ参事

いま2点上がったかと思います。いわゆる行政評価、事業評価ですね。それをやっぱりきちんとやらなければならないんじゃないかというお話でありまして、それにつきましては12ページを御覧いただきたいと思います。12ページの「財源の充実、強化、効果的な行政」というところで、「徹底した行財政改革を行うべきである。」というその後ろでございますが、「コスト意識を高め、事業の評価と検証を十分に行い、効果的に事業を執行すべきである。」というようなフレーズで入れさせていただきました。

それと住民への情報公開と将来的な見通しを共有していつまづくりをしていくべきだろう、ということだと思いますが、それにつきましては11ページでございます。一番上の「将来ビジョンの共有」でございますが、2行目から申し上げますと「市町村は、住民に対し積極的に行政の現況や地域の課題について情報を提供・公開し、その上で財政運営見通しを踏まえた住民負担と住民サービス・施策の水準の決定や自らの市町村の在り様を含めた将来的な方向・ビジョンを、住民とともに構築し共有すべきである。」というようなまとめ方をさせていただいております。

今野会長

今、事務局のほうからは、一応報告書案にはそのような文面に出しているということですが、鈴木さんのほうはさらに強めるということでしょうか。

鈴木委員

2点目のほうは了解いたしました。

1点目のほうですが、この12ページの「財源の充実・強化、効果的な行政」のところの下から2行目のところで、「行政の行う事務の範囲について十分な検証を行うとともに」というところを御説明いただいたんですが、これを行うのは行政自らののか、それとも民間を含めて、民間も入って行うべきなのかっていうところを明らかにしていただきたいなど。自浄的なものだけなのか、それとも民間の方も入っていただいていることなのかをお聞きしたいと思います。

広域行政グループ参事

はい。私どもは単に行政だけがそういう評価をやるという、行政側の内部の評価ということだけでなく、トータルとしては民間の方も入っていただいているということも想定しているものですので、その外部の視点の評価という部分は、当然私どもも考えている内容ですので、そういう方向でここは修正をさせていただきたいと思います。

今野会長

それでは寺島さん。お願いします。

寺島委員

報告書自体は非常に良くできていますし、私はこの方針でよろしいかと思うんですが、5ページの「権限」のところ、県民の利便性や独自のまちづくり、または介護保険、こういうものについて権限を移譲しているところが圧倒的に多いんでしょうけど、「行政体制の不安から、小規模町村を中心に権限移譲を望まないところもある。」という表現が出ておまして、一方で8ページの後ろの方に、首長さんその他のいろんな御意見がございます。イトウに特に、「近隣市町村等との連携」とか「県に期待する役割」というところで、国民健康保険とか介護保険その他いろいろ出ているわけで、イの電算システムなんていうのは、私非常に大事な部分だと思うんですが。

この報告書の中で12ページ、今ほどいろいろ御説明いただいた最後の方に、まとめというような形で出ておりますけれども、私は基本的には、市町村優先の原則ということ、基礎行政が国から権限移譲とかを受けて、施策をして、それから国のほう、県のほうにというのは、それはそのとおりだと思うんですが、それで、どこかにあるいは記述があるのかもしれないんですが、物事によってはもう少し県のほうで入り込んでいってもいい部分があるのではないかと思います。その部分がちょっと読

んだ感じではどこにも見あたらないんですが。

基本的には市町村優先の原則というのはそのとおりだと思うんですけども、やはり物事によっては、補完的・調整的という部分だけでいいのかどうかという疑問を持ったものですから。（権限移譲を）受け入れられない町村を、県のほうでどうやってカバーしてフォローしていくのかという、もうちょっと入り込んだ表現もどこかに必要なと思いました。

今野会長

市町村と県の関係ということで、ちょっと難しい問題が絡んでいるんですが。

広域行政グループ参事

はい。市町村優先の原則というものに基づいて、県が果たすべき役割等についてはそういうトーンで全部書いてございます。

やはり市町村が最大限の努力をして、住民に身近な行政主体として住民にサービスを提供していくというのがまず基本であり、補完性の原則に基づき県はどういう役割をしていくのかということの記述にしております。

「市町村が最大限の努力をしても」と、私たちが最大限の努力というのは、単に自分だけの努力ではなくて、よその町村との連携、県との連携、協働であるとかですね、そういうのもいろいろと想定しているわけですが、その一つの例として16ページの の2つ目でありますが、「事務の共同処理、共同事業の実施」ということを、県も一緒になって検討すべきではないかというような表現を入れております。

それで14ページの「県の連携・支援方策」という第2章の中で、「県の連携支援の具体例」というのを15～16ページに列記してあるわけですが、その16ページの の2つ目の「事務の共同処理、共同事業の実施」というようなことを、県も検討すべきではないかというものです。

それからもう一つ、その下の でありますが「事務の受託」ですね。市町村が最大限の努力を講じても解決不可能であったり非効率的である事務について、県が受託をするということについても検討すべきではないかというような表現を入れさせていただいております。

今野委員

その他、この報告書案に関して御意見ございませんでしょうか。

岩崎委員

11ページのところで、表現上の問題なんですが、2つ目の の「真の地方自治実現に向けての制度・政策提案」の5行目で、「既存の法制度にとらわれず、制度提案や政策提言を行うべきである。」という表現は、もう少し丁寧に書いた方がいいのではない

かという気がいたします。というのは、前回の議事録を拝見してありましても、既存の法制度の問題を検討する上で、その制度そのものが問題なのか、あるいは制度を支える運用であるとか体制であるとか、そちらの問題なのかというのは、やはり分けて考えた方がいいと思います。既存の法制度でも重要な法制度もあるわけですから、ここはもう少し、たとえば「既存の法制度を再検討するとともに」とか、そういったような表現を入れていただいて、その上で「新たな制度提案や、政策提案を」というような形に変えていただけないかというのが第1点です。

それから第2点目は、その同じページの下 の 印の「権限の充実・強化」で、今ほどの議論と関係するんですが、「市町村は、国や県の持つ必要な権限について移譲を求めべきである。」と書かれているのですが、一方で小規模自治体の中には、体制の不安から（権限移譲を）躊躇するというような現実もあるわけですので、その中で、いまほどのようなお話にあったように、県であるとか他の市町村と連携をしながら権限移譲が可能になるような環境を作り出していくという方向性だと思われまますので、もう少しそういったような意味合いを、この「権限の充実・強化」の文章の中にも入れたほうがいいのではないかと。つまり、連携によってそういった環境を可能にした上で、移譲を積極的に進めていくというような意味合いにしたほうがいいのではないかと思います。

今野会長

既存の法制度にとらわれずということと、それともう一つは、市町村から県に対して直接の権限移譲という積極的なというだけじゃなくて、やはり、広域的な近隣市町村との協働を含めて、そういうことをやった上でとのことですが、この辺は事務局ではどのように。

広域行政グループ参事

1点目につきましては仰せの通りの部分がございます。制度自体の問題か、運用の問題あるいは運用する人間の問題かというのも前回議論になったところでございますので、その部分につきましては、書きぶりについて会長と相談しまして修正させていただきたいと思います。

それと権限移譲について、いろんな方法によって権限移譲が受けられるような体制を構築すべきだというお話だと思うんですけども、実は権限もそうですし、人材の問題もそうですし、特に小規模町村の場合はなかなか大変だというのはわかります。ただそれは、一旦市町村の権限として移譲を受けるのが前提であって、移譲を受けた後で、その権限を行使するためにどういう体制でやるかということだと思っております。

それについては12ページにありますように、まず自分のものとして、それでやはり単独でできない場合はいろんな主体との連携、NPOがあるかもしれませんが、場合によってはよその町村や県かもしれませんが、そういういろんな連携によって、自分の権限を行使していくという姿が好ましいのかなというように思っております。

岩崎先生がおっしゃるように、単独でできないから躊躇するということではなくて、まず自分の権限として、それをどういう風に行使するか。体制の問題だと思いますのでその上で連携を図ってそういうことができる、というような形に一応整理したつもりでございます。

今野会長

話の進め方としては、そういう見通しがあってから権限の移譲を求めるといことなのかもしれませんけれども、どちらの権限かと言えば、基本的には市町村への権限の移譲を前提として、いわば協働、連帯的な行使をしていくという、そういうことのようにですが、岩崎さんよろしいですか。（岩崎委員 了承）。

では瀬谷さんお願いします。

瀬谷委員

今の権限のことについてですが、今の説明でいたい分かりましたけれども、こういう視点もあるということ。

権限移譲というと大変聞こえはいいんですけども、現実なかなかそうではない。仕事が増えてもそれに見合った財源がついてこない。地方交付税にしてもピーク時から比較すると今は3分の1程度の額になっております。実際、権限移譲を望まないところもあるとか、望んでも財源が増えてこないというのが現実ですね。

それで結局必要なのは、国や県や市町村の事務事業を見直すことではないのかなと考えたんですね。11ページのところに「権限の強化」というところがあるんですが、市町村が移譲を求めるとい話ではなくて、国や県や市町村が一体となって平等に改革をすべきではないかという考え方です。今行っている事務の一つ一つを検証しながら、この事務は国民にとってどこが担当するのが利便性の向上になるのかといったようなことをきっちり整理できれば、権限移譲というのは必要なくなるんじゃないかというような思いがいたします。

今野会長

制度的に存在している権限のことを前提にしながらどのように移譲するかということだと思いますが。

広域行政グループ参事

11ページの一番下の書きぶりですが、当然市町村が、国 県 市町村という順番でいうのもちょっと変ですけども、その権限の体制がどうあるべきなのかというところを市町村も検証しなければいけないと思いますし、我々県も当然だと思います。そういう中で、やはりこの事務は市町村がやったほうがいいのではないかといいのを前提にした上で、こういう権限移譲を求めべきだという書き方にしているもので、それはこ

の前提条件というように我々は考えていた次第であります。

鈴木委員

一点確認をさせていただきたいのですが、これまでの議論の中で教育に関する部分に多少ふれられていたと思うんですが、この報告書の中を見ますと、まちづくりとか福祉政策とか行政サービスとかという言葉はでてくるんですが、教育については、これらの中に網羅されるというふうに考えてよろしいのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

広域行政グループ参事

いわゆるへき地・中山間、過疎地域等の教育の問題をどうするのかという議論がありました。そのやり方として、県と市町村でやる、あるいは（住民と）協働でやるなど、この報告書の中の、いわゆる多様な主体との連携、あるいは近隣市町村、県との連携、そういう中で業務を処理していく、検討していく一つとっておりまして、一応気持ちとしては入っております。

今野会長

いろいろと御意見をいただきました。一部、字句的なことにつきまして修正等もあるので、この処理の仕方としては、今日の話を受けて事務局と会長である私の方で文章的にまとめさせていただくということによろしいでしょうか。（異議等なし）どうもありがとうございました。

基本的には、今、御審議いただいた内容で、知事に報告書を提出させていただくというのを御確認いただきたいんですが、よろしいですか。

菅野委員

前回のいろいろな意見をできるだけ取り入れていただいて、わかりやすくしていただいたなと思っております。

たとえば10ページの「市町村に求められる取組～変革・強化・柔軟・多様～」というところも、非常にわかりやすいなという気がするんですが、多分この中に入っているといえばそれまでなんでしょうけれども、こういう大変な時代ですから「身の丈に合った」といいますか、行財政改革について、多分12ページにもそういうのは書いてはあるんですが、この4つ（変革・強化・柔軟・多様）の中に、もちろん変革も強化もしなければならぬですけども、一番大切な、無い物ねだりをしていく今までの中央集権的な考え方を変えるというところの言葉、私、なかなか出てきませんが、もう一つくらい入れて、5つにしてもいいのかなという思いがいたします。

それから「県が果たすべき役割」というところ、13ページで「市町村の課題を県自らの課題として認識し、連携を深めていく」という非常に前進した言葉になっているん

ですが、課題として認識して、連携しているいろいろやっていただくのは分かるのですが、この中に一つ、国のほうに市町村の言葉なり思いを言っていくというような、あるいは先ほどもありましたように、住民の最低の生活を守るために、交付税にしる何にしる、権限にしても同じでしょうけれど、ここは「市町村との連携の強化」とありますので、ここに書くべきなのかどうかというのは分かりませんが、第1章の「県が果たすべき役割」の上なのかもしれませんが、県と市町村との関係の中で、我々が県にだけ言うということではなくて、県の果たすべき役割として、やはり国のほうにも言うべきことは言い、やるべきことは、というか代表して述べていく、ということがどこかに入らないものかと思います。

今野会長

第1点目のほうは、ページは何ページですか。

菅野委員

10ページです。

今野会長

はい、わかりました

菅野委員

「市町村に求められる取組～変革・強化・・・」というところ、財政を完全に見直すという言葉が一番大切ではないかと。「変革」の言葉に入っているといえばそれまでののですが、何か2文字で入らないかなと。それが私は一番大事だと思うので。

広域行政グループ

多分、菅野委員がおっしゃいますのは、市町村が市町村それぞれの態様に応じて住民サービスが決められたり、あるいはその財源が確保されたり、そういう市町村の実状に応じた制度なり選択ができるという部分と、今の制度のままでいった場合にきちんと自立ができる、そういう体制という意味かなと思っているのですが、そういう意味では、なかなか難しいところだと思います。

市町村の在り方としては、市町村を「役場」というイメージで考えた場合にですね、やはりその3ゲンと言われます「人材と権限と財源」。これをやはりきちんと備えるということが一番大切なかなと思います。備えた上で、それがどういうものなのかということですね。行政サービスを提供するのに必要な権限、財源、人間。それを備えることが必要であるということではないかと私は思っているんですけども。ちょっと返答に困る部分もあるんですが、そういう感想を持っています。

それと2点目ですが、確かに県と市町村との関係でだけしか書いていないというのは

御指摘のとおりだと思います。やはり市町村あるいは県民のそういう意見を代弁して、県が国に対して意見をしていくという姿勢が必要だというふうに思いますので、13ページの、菅野委員がおっしゃいましたところに、そういう文言を会長と相談して入れさせていただきたいと思います。

今野会長

何かいい案がありますでしょうか。わたしも「身の丈に応じた」というのは非常に好きなんです、つまり、つま先立っていろいろ変革するというだけじゃなくて、自分を発見しながら、ということなのかなと思っておりますけれども。

相楽委員

今回これずっと見まして、大変りっぱにまとめていただいたというのが印象であります。ただこれをずっと読んでいきますと、優等生の自治体を求めているんですね。ですから個性ある自治体というものをどう作っていくのかというのが、やはり入っているべきではないかと思います。

全体像を表しながらも、それぞれ固有の自治を進めている訳でありますから、特に地方自治の本旨というのは団体自治であり、住民自治でありますし、その自治体というのは住民によっていろいろ変わってくると思います。ですから全部すべてが同じような自治体の姿と、こう求めるのではなくて、それぞれの地域の自然とか歴史とか文化とか、そういうものを重んじつつ、それを生かすような県との連携かなと思います。

なおかつ、そういった特徴あるところについては、県内一律に権限移譲するというのではなく、その自治体自治体にあった権限移譲、たとえば何々がものすごく進んでいるというような自治体であった場合には、その部分だけで結構ですから、その自治体でやれるような権限を付与していくとかです。

何かをやろうと思っても、なかなかできない面がいっぱいあって、文化財なんかほとんど現状保存ですね。昔はそこにあった歴史や文化とか、そういったものはその自治体の住民が使ってきて、それで継承してきているわけですが、それを国とか県とかが指定して、絶対現状変更はならんとかそうなります。ですからその中に新しい歴史を加えることができない。こういうことになりますと、やはり同じような自治体、バランスだけ考えた自治体だけになってくるきらいがありますので、そういうところをうまく強調していくといいのではないかと感じました。

それから一つ、ここは誤解をまねくとおかしくなってしまうと感じたんですが、先ほど岩崎先生からもありましたけれど、「既存の法制度にとらわれず」というところ、これはどういうふうに解釈していったらいいのかわからないんですけど、違反してもいいのかわかっていう。提案するだけならそれでもかまわないといえばそれまでなんですが、やはりこういう行政の方々が集まって提言するわけですから、誤解を招いたのでは困るのです。ですからこういうときには「既存の法制度を駆使して」とかそういう言葉

に置き換えたほうがいいんじゃないかと思います。これが「とらわれず」ということになると、法律は関係なくて、政策的になんでもやれよ、とこういうイメージになる気がいたします。ですから既存の法制度を、法治国家なんだから現行制度を駆使して、使いこなして提言するというほうが差し障りがないのかなと感じました。

今野会長

その点は、制度を駆使してやって、それでもなかなか難しければということだと思うんですけども。

これは知事の最初の御挨拶でもありましたが、現行制度を前提にしてこの中で何ができるかというだけでは、地方自治本来のものはなかなか難しいとなれば、別に反対するというわけではないのですが、やはり積極的に地方自治を活性化させるためには、現行制度では認められていないけれどもこういうふうにしたらいんじゃないか、という積極性が自治体に求められているんじゃないかというように私は理解をしていました。

多分、相楽委員の言うように、違反してもいいよという話はここには全然含まれてなくて、もっと国民として、まさに我々は県民だけでなく国民でもありますので、国の制度自体を問題にしてもいいのではないかというように私は理解をしてましたので、この辺はいいのではないかなと。あまり失礼ということはないのではないかなと思っていたんですが。

広域行政グループ参事

今の法制度の関係につきましては会長がおっしゃったとおりでございます。自治体も御苦労なさりながら法制度をいろいろ解釈してやっているんですが、どうしてもその壁が超えられないという場合があるということをご想定して書いたものでございますので、そこは御理解いただければと思います。

それと相楽委員からありました、独自のまちづくりなり地域づくりということですが、9ページの「今後の市町村の在り方」のところで、前提として「地域の在り方は地域が自ら決定する。」という地方自治の考え方。これが大前提だと思っております、そのための団体自治があるというような書きぶりで書いてございます。

それで地域のいろいろな文化等を継承するにあたって独自の権限移譲を求めるということであればということで、15ページの2の「具体例」の2つ目でございますが、「市町村の実状に応じた権限移譲」ということで、イメージとしては、今、県庁の中で検討している「オーダーメイド型権限移譲」を想定してまして、そういうものを県としても積極的にやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、この表現を入れてございます。

今野会長

これは菅野さんの意見もそうなのかなと思うんですが、個性を生かすというか、多様

性も同じことかもしれませんが、それぞれの市町村の持っている個性を生かしながら、変革、「変革、変革」というと、何かいいものもすべて捨て去ってしまうということもない訳じゃないというのものもあるかもしれませんが。もし「個性を生かす」というような言葉がどこかに入れば。スローガンのところに入れられるかどうかはちょっと難しいですが。

相楽委員

実際には、今現実には個性化が進んでいるというのがあるんですね。同一同様のそういう自治体で本当にいいのかというのがある。我々が仕事やってみると、かなり自治体は違うというのがありまして、それは、大きな自治体と小さな自治体、さらに合併したり、合併しなかったり、独自の道を進んだりということになると、なおさら県内一律に自治体というのはなかなか難しい。

ですからやはり、市町村の連携の中で個性をお互いに認め合って、県はその個性をさらに伸張できるような支援を、手助けをするというようなことが必要になってくるんじゃないのかと思います。そういう意味で、自治体自治体の個性が生かされるというような表現が入れば。

今野会長

そんな表現ということで私も賛成なんです。

広域行政グループ参事

分かりました

今野会長

自治体の場合には、あまり「個性」っていいませんか？

大学は、今、一生懸命になって「個性輝く大学に」なんて、一生懸命個性をどういふふうに発揮するかって。

相楽委員

いや、自治体も言っていますよ。個性ある自治体って。

今野会長

ではそこは、ちょっと表現を工夫させていただくということで。

相楽委員

今度は61市町村ですよ。61市町村がみんな個性を持っていると思うんです。それをさらに育ててあげるような、そういう表現の仕方はないかということです。

今野会長

よろしいですか。そういう御趣旨で。

広域行政グループ参事

はい、分かりました。

瀬谷委員

小さい町村の悩みといいますか、9ページの「団体自治の強化」で、「地域における幅広い事務を自主的・総合的に処理することができる体制を確立する必要がある」と、まさにそのとおりなんですけれども、財源不足から職員数を大幅に削減し、あらゆるぎりぎりの線まで削減しているという中で、どう対応すべきかという考え方があれば、教えていただきたいような感じでございます。

それと「財源の強化・確保」といった言葉がたくさん出てきますけれども、足腰の強い地方自治を確立するためには、確かに財政基盤がしっかりしたものでなければなりません、そこをどう克服するかというのがちょっといまいち見えてこない。見えない気がします。

どのような財源があるのかといっても、小さい町村などでは税収も上がらない。高齢化によって福祉や介護や医療やという経費が増加するばかりで、税を徴収しようにも、税源の偏在で課税ができないというような悩みもあります。県はこの度、森林税というようなものを導入しましたけれども、市町村独自の税というのは無理ですし、どういう財源があるのかなという、こここのところまで来てしまっております。

ですから交付税制度。たとえば弱小市町村には重く適用できないかとかですね。今もそうなのはいるんですけれども、たとえば用途を明確にしたうえで交付ができないかというような、そんな、小さな町村の大変赤裸々な悩みを持っているところでございます。

それと、もう一つよろしいでしょうか。最後のページの「広域的取組の調整等」というところでございます。これは、後の「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」というところで述べるべきかもしれませんが、ちょっとこの16ページのところにもありますので。

県の市町村合併に対する考え方についてですね。従来から、県は市町村とイコールパートナーであるということから、合併はあくまでも市町村の自主性にゆだねるという姿勢で来ておりますけれども、このような姿勢が本当に市町村の未来が開けてくることになるのかな、というような思いがします。

県内の小規模町村の状況は極めて厳しいものがあって、深刻であります。他の県では積極的に枠組みを示すなどしているのですが、本県も市町村合併について、もっと踏み込んだ対応をしても良いのではないかなということで、そこで、この一番上のところで「市町村が他市町村と一部事務組合や広域連合、合併の検討を行おうとするときに、関

係市町村間の調整等を行うべきである。」となっていますが、それに加えて「合併については、県が、望ましい合併地域を示して主体的に調整を行うべきである。」とか、「積極的な助言、指導を行うべきである」というような文言は入らないでしょうか。

今野会長

これは、この審議会の性格の問題に関わるんですけれど。事務局から何かありますか。

広域行政グループ参事

合併につきましては、それぞれの市町村でそれぞれの思いがあると思います。この後の構想のところでも、合併についての県としての考え方というのを詳しく書いてありますが。たとえば、ある町村は合併をしたい。ところがその町村が想定している相手側は、私たちはやはり一生懸命自助努力して、私たちの地域のアイデンティティを守っていきたい思っているところもあるという、そういう現実的な問題があると思います。

県としては、前々から合併のスタンスは、やはり地域の在り方に関わる問題でありますので、その地域の皆様方が自主的・主体的に検討して、判断していただくべきだというスタンスでありますので、合併について踏み込んだ、県としてこういう地域はこういうように合併しなさいというような、そういうことは県としてはやるべきではないと思っております。

それと、前の質問で財源の問題がありましたけれども、確かに地方交付税等がなかなか厳しい中で、前にも財政シミュレーションでお示しましたように、総じて規模の小さい市町村ほどなかなか大変だというような傾向もありますし、かといって規模が大きいかから大丈夫だというようなことも言えないという状況があります。

そういう中で交付税云々につきましては、やはり県としても、地方交付税の財源調整機能、財源保証機能、これをきっちり守っていただくということを国にお願いしていかねばいけませんし、もう一つは市町村側のほうも、今、徴収率がなかなか大変だというようなことがあって、それについては県の方との併任徴収制度ですとか、あるいは「県の連携支援の具体的な方策」の中で、15ページの「自主財源確保の協力」というところで、「法定外税」の問題についても、市町村のほうでこういう法定外税を考えたいというようなことがあった場合には、県の方でも御相談に応じて、いろいろ研究もしていきたいというように思っております。

今野会長

いろいろと議論が尽くせないところもあるのかもしれませんが、基本的には皆さん、だいたいこれでいいのではないかとということで、先ほど課題として残りましたものにつきましては、知事に出す前に私の責任で訂正・追加させていただきたいと思いますが、そういう形でこの報告書を認めていただければでしょうか。（異議なし）。どうもありがとうございました。

(2) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想(案)について

今野会長

それでは2番目、先ほどもお話しがありました「自主的な市町村の合併の推進に関する構想(案)について」ですが、内容について事務局から説明をお願いします。

広域行政グループ参事

資料の3-1が「自主的な市町村の合併の推進に関する構想(案)」というものでございますが、その前に資料3-2を御覧いただきたいと思います。先ほど部長が申しましたものを少し詳しくまとめたものでございます。

「市町村の合併の特例等に関する法律概要」というものでございます。これがいわゆる合併新法の概要でございます。都道府県が俗にいいます「市町村の合併構想」を作りなさいというものでございます。

まず58条で、総務大臣が定める基本指針というのがありまして、総務大臣が基本指針を定めると。それに基づいて、59条で都道府県が構想を策定するものとするというようになっております。その前に、市町村合併推進審議会、その他合議制の機関、これはいわゆる審議会でございますが、審議会の意見を聞かなければならないということになっております。

そして、この構想対象市町村に位置づけられた市町村に対して財政支援をしますというのが、昨年12月の政府の予算の中で具体的に明らかになってきたということでございます。

具体的には10ページを御覧いただきたいと思います。2の一番最後でございます。「合併新法下における財政措置」というのがありまして、このうち、1の普通交付税のほうは、これは構想対象市町村ということは特段縛りがかかっておりません。

2の特別交付税の(1)(2)(3)。これが今のところ構想対象市町村に位置づけられたところだけ支援しますという内容になっております。

もう一つが3番目の合併推進債による支援措置ということで、合併市町村のまちづくり等に対する財政措置ということですが、これは、合併特例債というのが旧法の中でありましたけれども、その合併特例債に変わるものというように考えてよろしいかと思えます。従前の合併特例債の場合は、充当率が95%、交付税の算入率が70%でございました。これが今後は(充当率が)90%の(交付税算入率が)40%ということになったものでございます。こういうものが今後、財政支援措置として受けられるということでございます。まずこれを御理解いただきたいと思います。

その上で、本県の場合は、現実的に法定協議会が2つ動いております。そのうち本宮・白沢さんのほうから、県の構想に位置づけないと財政支援が受けられないというようなことになったものですので、財政支援を受けるために、県のほうで、本宮・白沢の分については是非構想を作っていただきたいというような御要請がありました。

県としては、国の財政支援を受けるというのを妨げないように構想を作って支援をしていきたいということで、今回、審議会の委員の皆さんにこの構想案をお示しして御意見をいただきたいというものでございます。

まず構想案について御説明を申し上げます。目次を開いていただきたいと思いますが、構成は、「市町村の現況及び将来見通し」、第2が「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」、3が「構想対象市町村の組合せ及び自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」というような構成になってございます。

それで第1の、「現況及び将来見通し」であります。これは今ほど御議論いただきました「市町村と県の連携に関する審議会の報告書」の部分ですね。第1が地方分権の進展、第2が少子高齢化の進行、第3が日常生活圏の広域化、第4が財政状況の悪化、第5が住民活動の高まり、ということで、報告書のほうを要約したものをここに記載してございます。これについては説明を省略させていただきます。

5ページでございますが、「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」であります。まず市町村合併についての県の考え方でございます。これはちょっと読んでみます。「市町村を取り巻く課題を総合的に解決するための手段の一つとして市町村合併があるが、市町村合併は、地域の在り方の根幹にかかわることであり、地方分権の時代にふさわしく、「地域の在り方は地域自らが決定する」という地方自治の基本的な考え方の下に、市町村が住民とともに、それぞれの地域特性や社会経済情勢の変化等を踏まえながら、将来展望を見据え、真剣な議論を重ねた上で、自主的、主体的に検討・判断することが何よりも重要であると考えており、本県では、それぞれの判断・取組みを尊重する。」という県の基本的な考え方でございます。

では県の役割にはどのようなものがあるのかということですが、「市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄であることから、その検討を行うことは、結論のいかんにかかわらず、それぞれの市町村を改めて見つめ直し、その将来をどう描くかを市町村や地域住民が、ともに考える絶好の機会になることに大きな意義がある。県は、自立した行政主体としての市町村の判断・取組みを尊重しながら、その求めに応じて、イコールパートナーとして課題を共有し共に考え、住民を基本とした真の地方自治の実現に向けて、合併するしないにかかわらず可能な限りの支援を行うという基本認識の下、主体的な選択として合併しようとする市町村に対しては、各種情報の提供をはじめ、必要な助言、さらには求めに応じて市町村間の調整を行うなど、合併の進捗状況に応じ、適時適切な支援を行う役割を担っていく。」と、県の役割はこのように考えております。

2の「今後の市町村の在るべき姿」につきましては、これは報告書のものを要約したものでございます。

次に、第3、7ページであります。「構想対象市町村の組合せ及び自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」ということで、構想対象市町村の組合せでございますが、このカギ括弧で書いてありますように、いままでの県のスタンスを踏まえまして、

「新合併特例法に基づく合併協議会が設置されており、合併に向けた協議状況を踏まえて関係市町村の全部から要請があった地域」を構想対象市町村としての組合せとするというものでございます。現実的にはどうかといいますと、本宮・白沢さんのほうから要請がありましたものですから、「本宮町と白沢村」というものを構想対象市町村の組合せというふうに位置づけているものでございます。

裏にまいりまして8ページ目ですが、「合併を推進するために必要な措置」ということで、県としては市町村の自主性・主体性が十分に発揮されるということを基本に、行政支援プラン、合併支援プランに基づいて、県として可能な限りの支援を行うというものでございます。以上でございます。

今野会長

それでは、この県の構想案につきまして審議会として意見を求められているわけですが、何か御意見あれば。

相楽委員

これは自主的にそういう方向を選んだわけですから異議はないわけですが、この8ページで、(県の)スタンスなのか分かりませんが、最後のほうに「県として可能な限り支援する」というのは、心許ないというか、もう少し「積極的に支援を行う」とか、そういう表現をしていただいたほうがいいのではないかと。それはスタンスの問題かどうかということをお聞きしたいです。

前の方でも「可能な限り」というのがありますが、可能な限りっていうことは、なんというか、熱意が感じられないですね。これはやはり積極的にやっていくとか。

広域行政グループ参事

はい。誠意が感じられないということなんです。私どものほうでは、非常にポジティブな意味で「可能な限り」と書いておきまして、いわゆるできないことはやらないという趣旨ではなくて、可能な限り支援をしていくという意味で、本当に気持ちのとおり書いているつもりでございます。そこは御理解いただきたいと思います。

今野会長

これは審議会の答申ではなくて、県がこういう方針でやりたいということについて、審議会で御意見をいただきたいという性格なものですから。もし御意見があれば出していただきたいと思います。

山浦委員

5ページの、市町村合併に関する県の考え方ということで、市町村を取り巻く課題を総合的に解決するための手段の一つとして市町村合併があるということであり。今、

その合併を自主的にしようとしている町村があるという時に、県の構想対象市町村にするということに異論はありません。

ただ、合併する町村が住民に対して、将来どのような町村にしたいのか、またその運営方針とそれら情報の開示と理解がどこまで得られていることなのか、その上で、自らの判断と責任によって施策を企画立案して、実行していくという、分権社会にふさわしい地域の基盤を作ることにあるのだらうと思います。そんなことで、県の構想対象市町村とすることに異論はありません。

寺島委員

今回の推進に関する構想は、「地域の在り方は地域自らが決定する」という、これまでの審議会のひとつの流れがありまして、それに逸脱するものでもありませんし、また、自主的に合併したいという行政の方からの呼びかけに構想を作って応えるというのは、県の積極的な意味もあるかと思しますので、私は賛成です。

今野会長

先ほどもいいましたように、国の合併推進債とか特別交付税ということになりますと、何らかの形で県が審議会の意見を聞くというのがどうも最低限必要でありまして、それがないと、そもそも自主的にやりたいところも財政的な、財政措置が良いか悪いかはまた別といたしまして、その判断ができない。その資格がない。ということですので県もこのように出されていると思います。

そうしますと、なんらかの形でコメントを付けて返す形になりますが、皆様からの御意見をこういうふうに総合していいかどうかですが、「原案について概ね妥当だ」というふうに意見を差し上げてよろしいでしょうか。（異議なし）どうもありがとうございました。

ではそれを基本にして、細かい内容、表現につきましては、事務局と私のほうに一任していただきたいと思えます。これらの意見を知事のほうに提出したいと思えます。

(3) その他

今野会長

予定されました2件は以上ですが、「その他」、事務局からありますでしょうか。

広域行政グループ参事

審議会委員につきましては、委員の皆様方、3月31日までというお約束で御就任いただいておりますので、一応、3月31日までということになります。まずその点を御報告申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

それともう一点、今ほど会長からありましたように、この審議会の議題の第1の審議

会の報告書案。それと2番目の合併構想についての答申と申しますが、知事への意見につきましては、今のところ3月30日を予定しております。会長と相談の上、文言修正しまして、3月30日に知事のほうに意見を述べるようにしたいと思います。

もう一点、この審議会は当初始まりましたときに1年間ということでしたが、今後の地方分権がどのように進んでいくか、なかなか不透明な状況もあるという中で、県と市町村の関係についても、いろいろ動きがあった場合に適時に審議会で審議できるよう、条例改正して存置をすることになりましたので、その点につきましても御報告いたします。以上でございます。

今野会長

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。議事については以上ということになります。

これで議長の任を降ろさせていただきますが、御協力ありがとうございました。

3 閉会

司会（市町村行政グループ主幹）

今野会長、本当にどうもありがとうございました。

今ほどお話がございましたように、委員の皆様におかれましては任期が3月31日までということでございます。本日の会議が委員の皆様にとっても最後の会議になるということでございますので、会長から御挨拶をお願いしたいと思います。

今野会長

長い間、また普通の審議会より回数が多かったような気がしますが、5回にわたりましていろいろ真剣な御検討をいただきましてありがとうございました。

議事の進行、非常に不手際でございましたけれども、御協力いただきまして心から御礼申し上げます。

今、市町村の置かれた状況というのはなかなか厳しい。先ほどございましたように、少子高齢化の問題、あるいは財政危機の問題、さまざまな新しい難しい問題が待ち受けているというこういう実態がございます。市町村におきましては、これらの課題について、やはり将来ビジョンを持って、住民とともに対応していくということが必要だろうというふうに思います。

第1回の知事の御挨拶にもございましたけれども、この審議会は、合併すべきかすべきでないかという、そういう議論をする場ではなくて、やはり現実に到達している市町村。抱えている問題。これを県と一緒にどう解決していくかという趣旨で、住民自治が基本であります。そこに住んでいる住民がどのようにすれば幸せな生活が送れるのかということ、県と一緒に、いわば作り上げましょうという趣旨で作られ

たと私は理解しております。

そういう意味では、先ほどありましたように「個性豊かな」というか「身の丈に応じた」というか、あるいは「多様性」というか、やはりそれぞれの市町村が持っている顔を大切にしながら、なおかつ、やはりどこに住もうと国民としては同じような便益を受けられるような、こういう自治体になっていかなければならないと考えております。

そういう意味では、今回、県と市町村の連携ということで、市町村自身も今後さまざまな知恵を使いながら、住民と一緒に、住民が中心になって、首長さんも中心でありますけれども、やっていくと同時に、それに対して県がどういうふうに伴走していくのか、お互いに協力してやっていくのか、福島県200万県民が幸せになる道はいったいどうなのかということは、この我々が掲げた報告書がどう実現されるかだというように考えております。

そういう意味でも、県の当局者をはじめとしまして、是非この報告書を尊重していただいて、実現をよろしくお願ひしたいというように思います。

最後になりましたが、本当に皆様御協力ありがとうございました。

司会（市町村行政グループ主幹）

会長ありがとうございました。

続きまして、野地総務部長より御礼の挨拶を申し上げます。

総務部長

私からも御礼を申し上げたいと存じます。

今野会長はじめ委員の皆様には、本当に熱心に御議論をいただきまして、本日報告書を取りまとめいただきました。

報告書に盛り込まれた内容のみならず、それぞれの席上において賜りましたさまざまな御意見、これをただいま会長のお言葉にもありました「市町村の伴走者」として、県民、市町村民のために我々は何をなすべきかということを考えるときに、常にそのことを思い起こしながら、今後の行政の推進に当たってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、今後とも県の行政あるいは市町村の行政について、さまざまな御教示をいただければ幸いですと思っております。

この1年間の御審議に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

司会（市町村行政グループ主幹）

それでは以上をもちまして、第5回福島県市町村と県の連携に関する審議会を閉会いたします。本当に長時間ありがとうございました。

平成18年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印